

## 平成 21 年度ルート運営活動報告に対する助言について（案）

## 〔平成 21 年度の報告〕

シーニックバイウェイ北海道実施要綱（第二十条 第一項及び第三項）に基づき、平成 21 年度末に 8 つのルートよりルート運営状況が報告された。

## 〔報告への対応〕

推進協議会は、シーニックバイウェイ北海道実施要綱（第二十条 第四項）において必要に応じ「ルート運営の改善」に関する助言を行うことができることとされている。

推進協議会は、シーニックバイウェイ北海道実施要綱（第二十条 第五項）において助言を行うときには、あらかじめルート審査委員会の意見を聴くこととなっている。

## 【ルート審査委員会からの意見】

各ルート活動報告に対しては、特段の意見はなし。

ただし、シーニックバイウェイ北海道実施要綱第十一条第四項に基づき、シーニックバイウェイ北海道の推進に関する意見として、下記が提出されている。

シーニックバイウェイ北海道の持続的推進を図るため、引き続き情報発信や PR 活動等によるブランドの形成、地域への浸透に努めるとともに、地域ビジネスの展開や人材の育成等によるルート活動の基盤強化や幅広い関係機関による支援体制の強化に取り組まれない。また、これまでの活動成果の評価を試みるなど、内外の環境を意識しながら、今後の展開の方向性について検討されたい。

## 推進協議会から

## ルート運営代表者会議及びルート運営行政連絡会議への助言（案）

シーニックバイウェイ北海道の持続的推進を図るため、引き続き情報発信や PR 活動等によるブランドの形成、地域への浸透に努めるとともに、地域ビジネスの展開や人材の育成等によるルート活動の基盤の強化に努められたい。